
業界団体の取り組みに関するアンケート調査結果

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

- 目的：
 - ✓ 低濃度PCB廃棄物の早期かつ適正な処理に向けて、業界団体における取組状況を確認する。
 - ✓ 調査結果を取りまとめ、業界団体における好取組事例とともに報告することにより、未回答・未取組等の団体・事業者に対するPCBへの取り組みの必要性を周知する。
- 調査対象：業界団体（令和5年度の実態調査に協力いただいた団体）
- 調査対象団体数：560
- 調査方法：メール（下表の質問票を送付）
- 調査内容：PCB廃棄物の早期処理に関する業界団体の取り組み状況及び取り組み内容 等

問1	メンバー構成（賛助会員の有無、割合、種類）やシェア（製造業の団体のみ）を教えてください。
問2	PCBの期限内処理に向けて業界として取り組まれていますか。
問3	（取り組まれている場合）どのような取り組みをされていますか。 （選択肢：A.専門の会議体等を設置、B.取り組み状況等を調査、C.周知・情報共有、 D.取り組み事例の紹介、E.その他）
問4	（問3で回答した選択肢それぞれについて） ①実施頻度、②開始時期、③実施対象の範囲、④実施内容を教えてください。
問5	（取り組まれていない場合）理由を教えてください。
問6	ご意見、ご質問

業種ごとのPCB特措法に基づく低濃度PCBの届け出事業所数

業種(大分類)	【経済センサス情報】	【PCB特措法届出情報】	
	平成6年までに開設・現存の事業所数※1	届出事業所数※2	割合※3
農業、林業	12,619	1,374	● 11%
漁業	2,073	73	4%
鉱業、採石業、砂利採取業	1,315	356	● 27%
建設業	251,220	1,964	1%
製造業	263,859	19,494	● 7%
電気・ガス・熱供給・水道業	1,864	5,598	● 300%
情報通信業	14,977	392	3%
運輸業、郵便業	53,663	2,464	5%
卸売業、小売業	524,646	5,162	1%
金融業、保険業	31,264	930	3%
不動産業、物品賃貸業	193,683	5,385	3%
学術研究、専門・技術サービス業	70,174	951	1%
宿泊業、飲食サービス業	170,969	2,104	1%
生活関連サービス業、娯楽業	176,697	2,379	1%
教育、学習支援業	52,428	7,708	● 15%
医療、福祉	102,468	3,173	3%
複合サービス業	5,575	1,057	● 19%
サービス業(他に分類されないもの)	194,839	2,607	1%
公務(他に分類されるものを除く)	0	2,380	—
分類不能の産業	0	1,203	—
不明	481	0	0%
合計	2,124,814	66,754	3%

- PCB特措法に係る届出情報を集計した結果、**電気や鉱業等の業種(●印)は他の業種よりも高い割合で届出がなされている。**
- 2023(R5)年度における実態調査(環境省)では、1994(H6)年までに開設され現存すると回答した約3万事業所(※)のうち、**ほとんどの事業所において低濃度PCB含有疑いがある古い電気機器等の使用・保管が確認された(全体では約51%、約1万5千事業所)。**

※調査対象とした560団体における加盟・会員者(企業等)の事業所(支社、支店、工場、倉庫等)のうち、「平成6年までに開設・現在も存続」との回答が得られた事業所数。参考資料①も参照。

※1：平成28年経済センサス活動調査結果に対する集計結果。環境省提供データを基に産廃振興財団にて集計。

※2：令和元(2019)～令和4(2022)年度末時点の状況としてPCB特措法に係る届出のうち、低濃度の変圧器・コンデンサーの使用・保管中及び処分済の届出を行った事業所数。環境省提供データを基に産廃振興財団にて集計。

※3：割合＝「届出事業所数」÷「平成6年までに開設・現存の事業所数」の合計×100。**経済センサス活動調査では収録されていない「無人の事業所・施設等」について、PCB特措法に係る届出がなされることがあるため、割合が100%を超えることがある。**

調査の結果～①回答状況・PCB関連取組状況

業種(大分類)	調査対象 団体数	回答あり 団体数	※1 割合①						
			※2 取組あり	※3 割合②	※4 取組なし	※5 割合③	※6 PCB機器 なし	※7 割合④	
農業、林業 ●	22	7	32%	3	14%	0	0%	4	▽ 18%
漁業	13	6	46%	2	15%	2	15%	2	15%
鉱業、採石業、砂利採取業 ●	5	3	60%	0	0%	0	0%	3	▽ 60%
建設業	8	7	88%	0	0%	2	◇ 25%	5	▽ 63%
製造業 ●	340	246	72%	106	▲ 31%	96	◇ 28%	44	13%
電気・ガス・熱供給・水道業 ●	7	6	86%	3	▲ 43%	1	14%	2	▽ 29%
情報通信業	11	7	64%	4	▲ 36%	2	18%	1	9%
運輸業、郵便業	25	10	40%	4	16%	2	8%	4	16%
卸売業、小売業	51	32	63%	12	24%	8	16%	12	▽ 24%
金融業、保険業	20	19	95%	11	▲ 55%	0	0%	8	▽ 40%
不動産業、物品賃貸業	2	1	50%	0	0%	0	0%	1	▽ 50%
学術研究、専門・技術サービス業	15	13	87%	4	27%	6	◇ 40%	3	▽ 20%
宿泊業、飲食サービス業	0	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	1	33%	1	▲ 33%	0	0%	0	0%
教育、学習支援業 ●	12	1	8%	0	0%	0	0%	1	8%
医療、福祉	6	2	33%	1	17%	1	17%	0	0%
複合サービス業 ●	0	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業(他に分類されないもの)	16	13	81%	3	19%	5	◇ 31%	5	▽ 31%
公務(他に分類されるものを除く)	0	—	—	—	—	—	—	—	—
分類不能の産業	0	—	—	—	—	—	—	—	—
不明	4	2	50%	1	25%	0	0%	1	25%
合計	560	376	67%	155	28%	125	22%	96	17%

- 560団体のうち、376団体(67%)から回答が得られたものの、**業種によってその回答率には差が見られる。(→橙色枠)**
- 155団体(28%)がPCB関連の取組を「行っている(行ったことがある)」と回答(→青色枠)。
- 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業については、回答率、「取組あり」の割合が高く、特措法届出状況等の実情を踏まえた問題意識を元に、具体的な行動を取っていることがうかがえる。
- 一方で、125団体(22%)が取組を「行っていない(行ったこともない)」(→紫色枠)、と回答。
- 96団体(17%)が「PCBに汚染されている可能性がある設備や機器を所有していない業種である」(→水色枠)と回答。

※1：「回答あり団体数」÷「調査対象団体数」×100／※2：設問2で「会員・加盟者等に対してPCBの期限内処理に向けたPCB廃棄物の処理推進に関する情報提供や、会員・加盟各者におけるPCBに関する対応状況の把握のための調査・情報収集などの取組をおこなっている(おこなったことがある)」と回答した団体数。／※3：「取組あり」÷「調査対象団体数」×100／※4：設問2で「会員・加盟者等に対してPCBの期限内処理に向けたPCB廃棄物の処理推進に関する情報提供や、会員・加盟各者におけるPCBに関する対応状況の把握のための調査・情報収集などの取組をおこなっていない(おこなったこともない)」と回答した団体数。／※5：「取組なし」÷「調査対象団体数」×100／※6：設問5で「PCBに汚染されている可能性がある設備や機器を所有していない業種である」と回答した団体数。／※7：「PCB機器なし」÷「調査対象団体数」×100

調査の結果～②PCB関連取組の具体的な内容

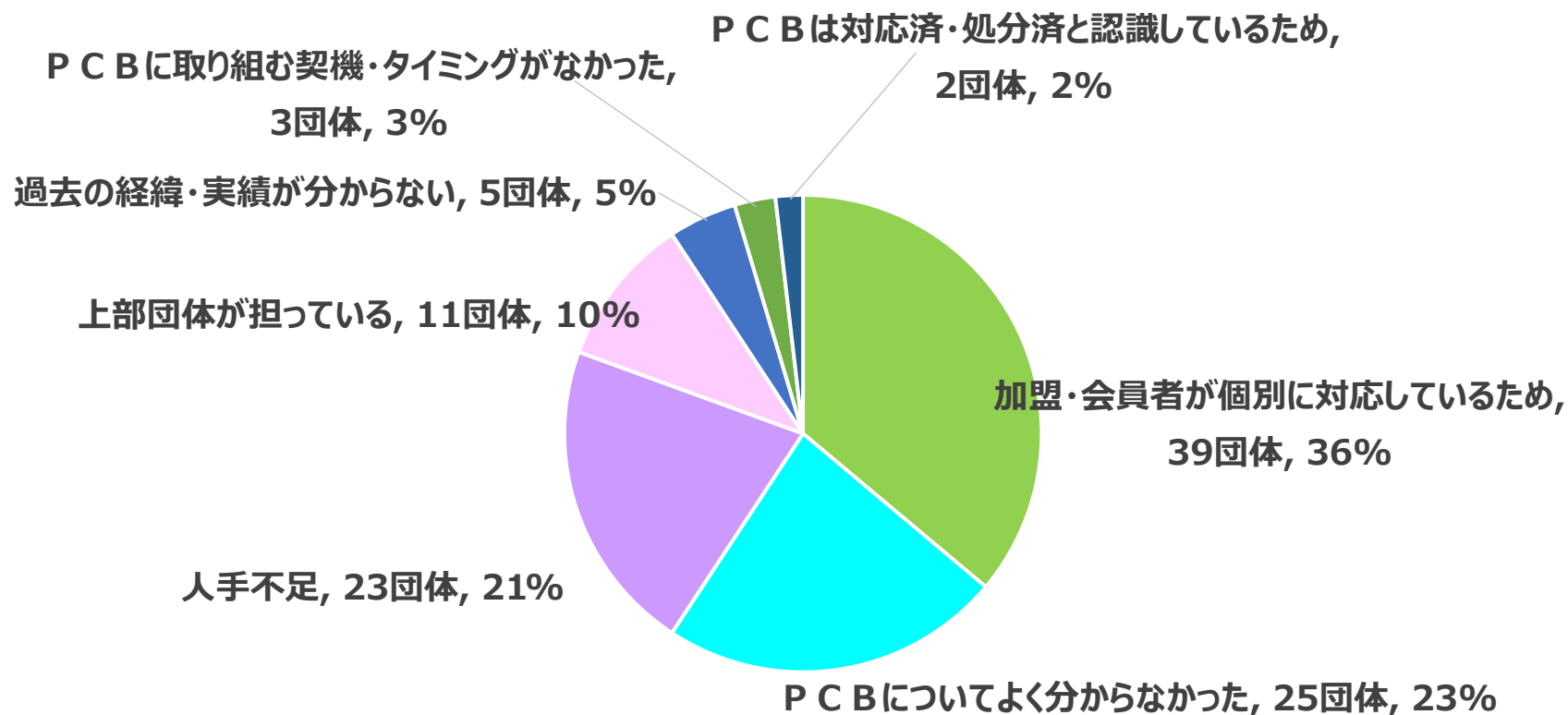


- PCB関連の取組を「行っている(行ったことがある)」と回答した155団体のうち、7団体(5%)から「会議体(分科会等)において取り組んでいる」と回答があった。

NO	関連業種	開始・実施頻度	会議体の構成員	具体的な取組内容
1	電気	2～4回/年	担当委員 (約10名)	<p>国等における以下情報を収集し、会員に提供・周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PCB関連の検討会での内容・結果等 ● PCB廃棄物等の届出状況の集計結果 ● PCB処理の技術開発の進捗状況等
2	情報通信	6回程度/年	会員社 (約20名)	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・関係団体から提供された低濃度PCB汚染機器等の調査方法について、関係団体・会員に提供・周知。 ● 調査結果を関係者で共有し、その進捗等を確認・把握。
3	電気製品製造	4回程度/年	関連機器製造会員社 (約20名)	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員等における製品のうちPCB含有の疑いがある機器についての調査実施、及び、調査結果を適正処理方法関連情報と併せて使用者等に提供・周知。
4	素材製造	随時	担当委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 国等によって周知されたPCB関連情報（含有製品の調査方法、各種パンフレット、発見事例、など）を情報収集し、会員に提供・周知。
5	鉄鋼	定例1回/年 (+随時)	担当社 (約10名)	<ul style="list-style-type: none"> ● PCB関連の諸規定(調査方法、分析方法、届出、適正処分等)について情報収集し、会員に提供・周知。 ● 団体としてのPCB対応方針を検討・策定し、それに基づき会員への対応を促している。併せて団体独自調査により会員における対応・進捗状況を把握。
6	金属製品製造	4回/年	担当社 (6名)	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場等におけるPCBを含めた環境規制全般に関する取組を調査。
7	測定機器製造	随時	担当社 (約15名)	<ul style="list-style-type: none"> ● ISOやJIS等の規格に関する改定に際し、会員における認証取得事業所等における取組体制・対応状況を精査。

調査の結果～③PCB関連の取組なしの理由

- 「加盟・会員者が個別に対応しているため」(36%)を理由とした団体が最も多かった。
- 次いで「PCBについてよく分からなかった」(23%)、「人手不足」(21%)との理由であり、全体の4割強をしめた。



※1団体が複数の理由を選択したケースや理由回答がなかったケースがあるため、グラフ中の値の合計は「取組を行っていない(行っていたこともない)」と回答した団体数と一致しない。

- PCB特措法に係る届出^(※1)においては、電気や鉱業等の業種における届出事業所数が多く、PCB含有機器等を所有・保管している可能性が高い。
- 環境省による令和5年度の調査^(※2)においては、平成6年以前に開設された事業所においてPCB含有疑いのある古い電気機器が発見される可能性が示された。



- 本調査においては、回答率が67%であり、未回答の団体が3割強であった。
- 回答された団体において、4割強がPCB関連の取組を実施していないと回答した。



- 購入後30年以上を経過するような古い機器等には、PCB含有の可能性が否定できないこと、当該機器はあらゆる業種の事業所で発見・覚知されうることを踏まえ、事業所等における当該機器の有無に関する調査が望ましく、引き続き支援や低濃度PCB含有製品の調査が必要。
- 低濃度PCB廃棄物処理等支援事業^(※3)、低濃度PCB含有変圧器の交換促進事業^(※4)、低濃度PCBの調査・判別支援^(※5)といった各種の支援事業の活用などを積極的に取組まれるよう周知が必要。

※1：2019(R元)～2022(R4)年度末時点における状況として、変圧器・コンデンサーについてのPCB特措法に係る届出を行った事業所数。環境省提供データを基に産廃振興財団における集計結果。

※2：2023(R5)年度における実態調査(環境省)の結果。後述の「参考資料①」も参照。

※3：中小企業等を対象とした低濃度PCB廃棄物の処理等に係る費用の一部を助成する。令和7年度から。

※4：低濃度PCBを含有する使用中変圧器の高効率変圧器への交換等に係る費用の一部を補助する。令和6年度から。

※5：自治体や事業者等を対象に、低濃度PCB含有疑い機器の調査・判別等の支援を行う。環境省業務として(公財)産業廃棄物処理事業振興財団が請負。平成29年度から。

参考

参考①：調査結果取りまとめ～PCB関連の取組内容(設問3、4)



(3)取組内容：「取り組み状況等を調査(アンケート、ヒアリング等)」の具体内容

取組内容	回答数	割合
B.取り組み状況等を調査(アンケート、ヒアリング等)	29	15%

※1団体が複数の「調査内容」を回答したケースがあるため、上表の「団体数」と、下表の「回答数」の合計は一致しない。

調査内容	回答数	割合
令和5年度全数調査(※1)への協力・対応	15	48%
PCB廃棄物関連の調査を実施	11	36%
塗膜調査(※2)への対応	3	10%
電気工作物関連の調査を実施	1	3%
製品に対する調査を実施(※3)	1	3%

(4)取組内容：「周知・情報共有」の具体内容

取組内容	回答数	割合
C.周知・情報共有	146	76%

※1団体が複数の「調査内容」を回答したケースがあるため、上表の「団体数」と、下表の「回答数」の合計は一致しない。

周知・共有情報の主な内容	回答数	割合
省庁・自治体等からの依頼・要請による各種情報(具体内容の明記なし)	58	29%
早期処理・適正処理関連情報(※1)	32	16%
令和5年度全数調査(※2)対応依頼(令和5年度、環境省)	23	12%
説明会・セミナー開催情報(※3)	23	12%
塗料・塗膜関連情報(※4)	12	6%
PCB廃棄物等発見事例(※5)	12	6%
低濃度PCB廃棄物等処理助成制度(令和7年度～)	8	4%

- ※1：省庁等から提供されたPCB廃棄物・機器の早期処理の徹底に係る周知及び同関連リーフレット・パンフレット・資料等の配布、PCB含有機器情報、など
- ※2：PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査(令和5年度、環境省)
- ※3：省庁等から周知された「PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会」、「低濃度PCB使用製品の処理期間についての説明会」、など
- ※4：「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について」(経済産業省GXグループ環境管理推進室)
- ※5：「低濃度PCB汚染機器等の発見事例集」(環境省) など

- ※1：PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査(令和5年度、環境省)
- ※2：「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の把握について」の周知について(経済産業省GXグループ環境管理推進室)
- ※3：製品から副生的に生じるPCBに関する調査

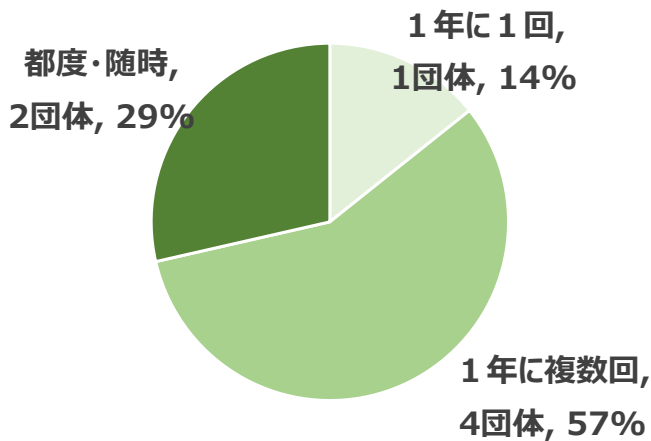
参考②：調査結果取りまとめ～PCB関連の取組頻度・開始時期(設問4)

(5)取組内容：「専門の会議体(分科会等)を設置」

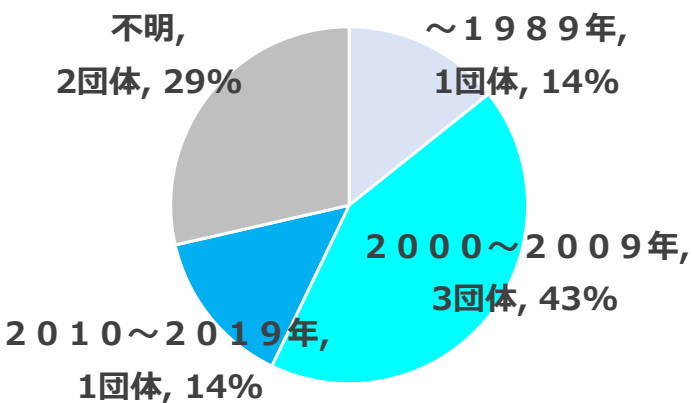
(6)取組内容：「取り組み状況等を調査(アンケート、ヒアリング等)」

(7)取組内容：「周知・情報共有」

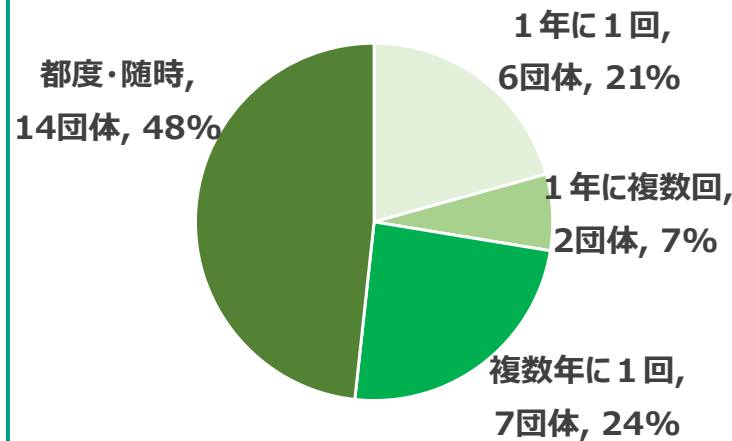
(実施頻度)



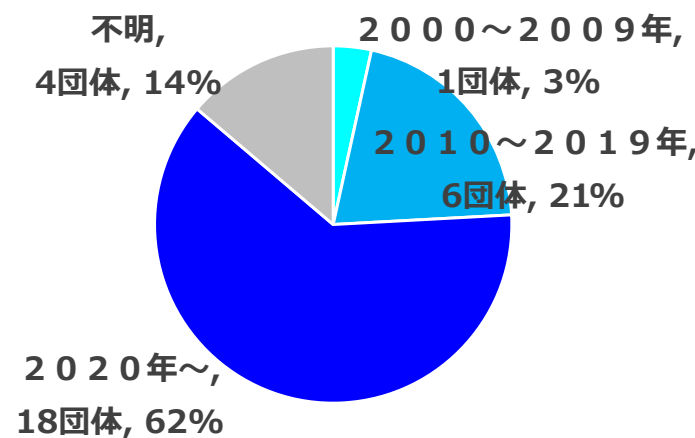
(開始時期)



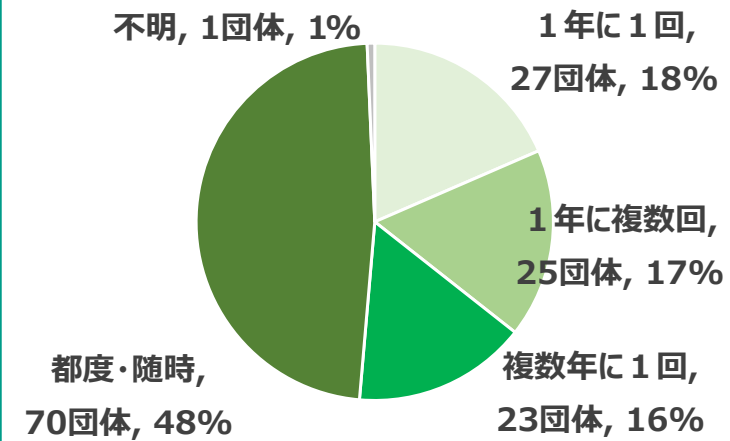
(実施頻度)



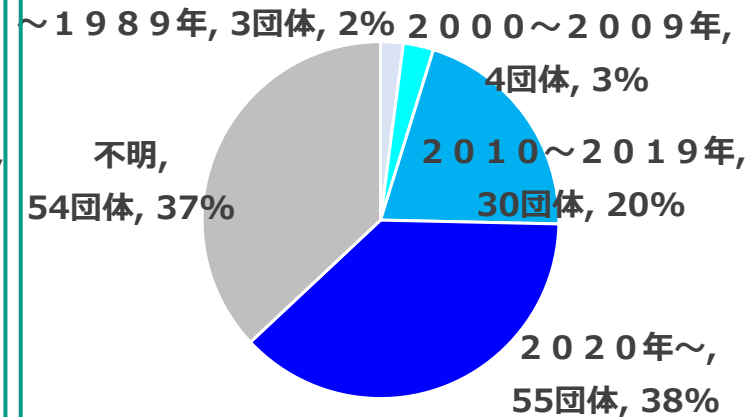
(開始時期)



(実施頻度)



(開始時期)



参考③：調査結果取りまとめ～PCB関連の取組状況(問1及び問2)

(1) PCB関連の取組状況：加盟・会員者の種類別

「取組を行っている(行ったことがある)」の割合：

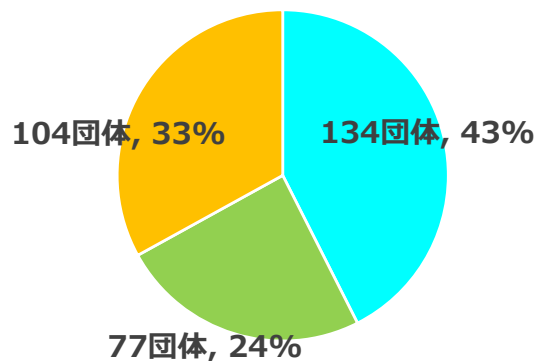
- 最も多い＝属性③（下部組織の全国組織としてのみの団体）
- 最も少ない＝属性④（個人事業主、個人が主に加盟している団体）

(2) PCB関連の取組状況：加盟・会員者の規模(数)別

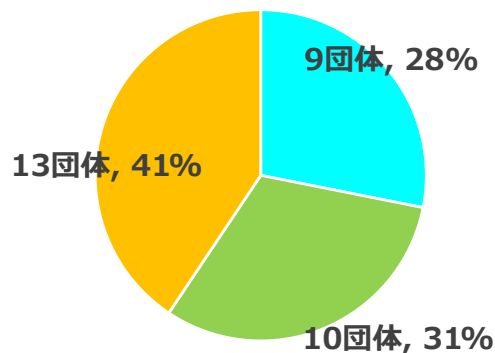
「取組を行っている(行ったことがある)」の割合：

- 最も多い＝規模1（加盟・会員者数が101者～）
- 最も少ない＝規模2（同51～100者）

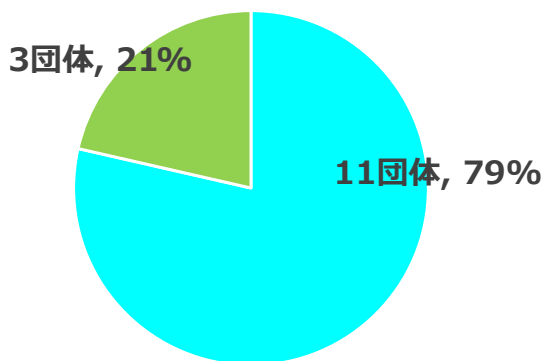
属性①
(企業(法人)が主に加盟している団体)



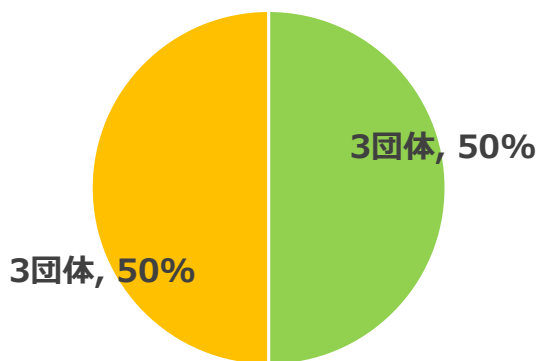
属性②
(中小企業組合等が多く加盟している団体)



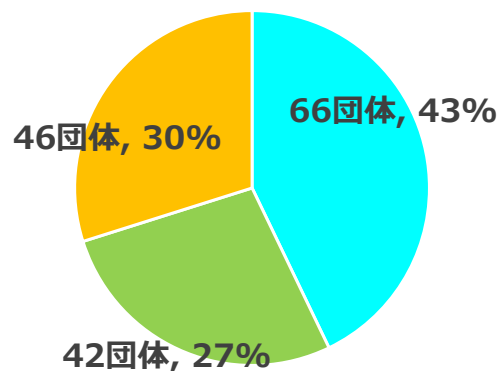
属性③
(下部組織の全国組織としてのみの団体)



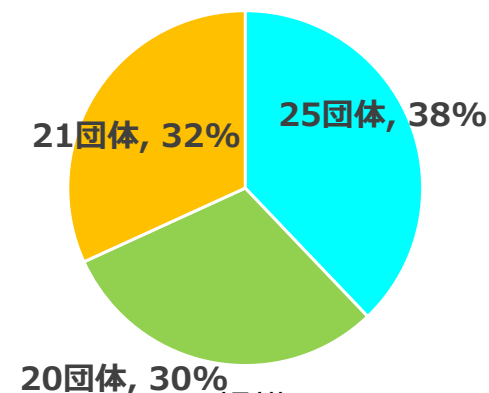
属性④
(個人事業主、個人が主に加盟している団体)



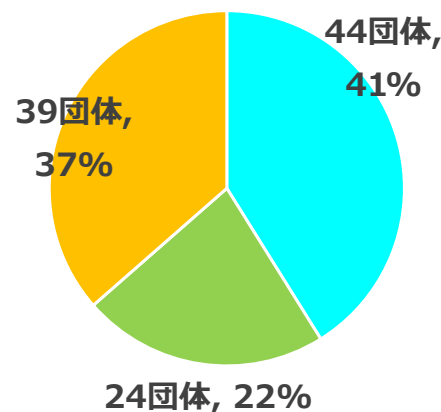
規模1
(同101者～)



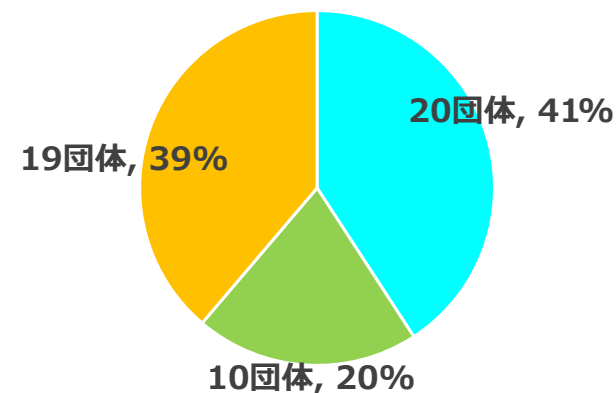
規模2
(同51～100者)



規模3
(同11～50者)



規模4
(加盟・会員者数が1～10者)



※属性⑤(その他)の状況を未掲載のため、グラフ中の回答団体数の合計は回答あり団体数と一致しない。

参考④：令和5年度の実態調査（全数調査）の結果（概要）



■ 回答事業所数

- 平成6年までに開設・現在も存続と回答した事業所数：30,360事業所（※2）

■ 古い電気機器の使用・保管の有無の調査の実施及び処理の状況

- 平成6年までに開設・現在も存続と回答した事業所（30,360事業所）に対する回答事業所の比率

✓ 調査実施（完了又は一部完了）	91%
✓ 古い機器の使用・保管の割合	51%
✓ うち、PCB含有が判明した割合	33%
✓ うち、処分済の割合	85%

- 平成6年までに開設・現在も存続と回答した事業所（30,360事業所）のうち、約1万5千事業所（51%）において、古い機器の使用・保管が確認された。
- 同事業所（30,360事業所）のうち、約1万事業所（33%）において、使用・保管されている古い機器でPCB含有が判明した。
- 同事業所（30,360事業所）のうち、約4,500事業所（15%）において、PCB含有が判明した古い機器の処分が完了していない。

※1：第34回検討会【資料2-4】を基に作成

※2：調査対象とした560団体における加盟・会員者（企業等）の事業所（支社、支店、工場、倉庫等）のうち、「平成6年までに開設・現在も存続」との回答が得られた事業所数。

中小企業(個人事業主を含む)の 低濃度PCB廃棄物の 適正処理を支援します

令和7年4月1日から助成が開始されます

低濃度PCBに汚染された廃棄物は令和9年3月31日までに保管事業者で適正に処理されなければなりません。処分期限までの適正処理を加速化させるため、国(環境省)は中小企業(個人事業主を含む。)に対する助成金を創設しました。



分析費・処理費に対し、
補助率2分の1の額が助成されます。



詳細は裏面へ!

【問い合わせ先】

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

低濃度 PCB 助成金コールセンター

TEL : 098-995-7100

受付時間 月～金 10時～12時 / 13時～17時 (祝日年末年始を除く。)

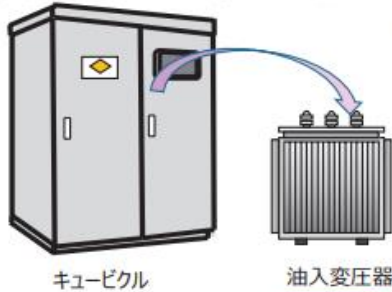
mail:joseikin@sanpainet.or.jp

URL:<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin>

変圧器
補助金

令和7年度 低濃度PCBに汚染された油入変圧器 分析等調査・交換の補助制度について

低濃度PCBに汚染された疑いのある油入変圧器の例



平成5年(1993年)以前に
製造された油入変圧器は
低濃度PCB汚染
の疑いがあります

= 二次公募期間 =
令和7年9月1日～
12月19日(金)
15:00まで

分析等調査費用

補助率

交換費用



■ 補助対象事業の要件

◎ 使用中の変圧器が対象

- ① 低濃度PCBに汚染された疑いのある変圧器の分析等調査事業
- ② 低濃度PCBに汚染された変圧器の、高効率変圧器※への交換事業
(交換にあたってはリースによる導入も補助対象)
- ③ 前記①と②を一体的に行う事業

※一事業者で多数の変圧器交換を申請する場合は、事前にご相談ください。

※補助対象となる高効率変圧器は、産業廃棄物処理事業振興財団が定める省エネルギー基準達成率**125%以上**のもの。

==== お問い合わせ先 ====
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 変圧器補助金事務局
ホームページ： https://www.sanpainet.or.jp/pcb_trans_r7/
メール： trans-info@sanpainet.or.jp TEL:03-4355-0161

参考⑦：低濃度PCBの調査・判別支援 概要

- 平成29年度から低濃度PCB廃棄物等の掘り起し調査の効率化・加速化を図るため、自治体や事業者等を対象に、低濃度PCB含有疑い機器の調査や判別等の支援を実施（請負業者：産業廃棄物処理事業振興財団）

■ 自治体が実施する現地調査／立入検査に対する支援

自治体が実施する現地調査や立入検査において、PCB廃棄物の該当性や濃度判定が困難である場合等に、専門的知見を有する職員が現地調査及び立入検査に同行し、技術的助言を行う等の支援を実施



判別が困難な理化学機器の
PCB含有有無を調査



研究機関等で判別しきれ
なかった機器を調査

■ 自治体担当者、保管事業者向け説明会の開催による支援

自治体担当者や保管事業者が低濃度PCBの掘り起し調査等を効率的に実施できるよう、PCB廃棄物等の法的・技術的な内容に精通した職員を講師として派遣し、以下の内容に関する説明会を実施

- ①低濃度PCB廃棄物について
- ②調査方法・調査手順
- ③調査後の手続き
- ④低濃度PCB廃棄物等の発見事例
- ⑤塗膜・塗料の調査について


■ PCB廃棄物等の処理に関する相談窓口の開設及び対応

PCBに関する問い合わせ窓口（電話、メール）を設置し、保管事業者等からのPCB特別措置法の規定、掘り起し調査の実施方法及びPCB廃棄物等のPCB使用・不使用の判別方法等の相談に対応

■ 低濃度発見事例集（一部を掲載したもの）

1. 自家用電気工作物の発見事例



No.	発見経緯	写真
1	自治体担当者が立入検査を行った ビルの屋上にキュービクルが残置 されていた。キュービクルの中を確認したところ、 低濃度PCB汚染変圧器が保管 されていた。	
2	自治体担当者が立入調査を行った際に、 ヤードに保管されている変圧器 を発見した。PCB濃度分析をしよう指導したところ、低濃度PCBに汚染されていることが判明した。	
3	管理されていない電柱に使用していない汚染変圧器 が設置されていた。周囲に木が植えられていたため、誰も気が付かなかったが、建物を解体する時に解体業者が発見した。銘板情報から低濃度に該当する可能性があったため分析をしたところ、低濃度PCB廃棄物に該当する事が判明した。	
4	管理不全の空き地 の現場調査をした際、 古いキュービクル が残置されていた。所有者の氏名を基に土地登記システム等の情報から所有者の所在を割り出した。変圧器の製造年が1977年～1986年であることから分析を予定している。	 <p>発見当時の状況</p>




●留意点●

古いキュービクルや電気室の他、ビルの屋上、倉庫、管理されていない場所などにも注意する必要がある。

2

■ 高濃度発見事例集（一部を掲載したもの）

1 JESCO未登録台帳を活用して発見した事例 ①

No.	発見経緯	写真
1	自家用電気工作物設置者リストに記載はなかったが、JESCO未登録台帳に記載があったため 、調査を行った。建物の登記情報を取得した結果、当該建物の所有権は、JESCO未登録台帳の所有者から別法人へ移転していることが判明した。当該別法人の法人登記情報を取得した結果、既に解散していたが、監査役と接触することができ、当該建物への立入について了解を得た上で、職員が立入を行った結果、高濃度PCB含有 コンデンサー が設置されていることを確認した。	 <p>発見されたコンデンサー</p>
2	事業場跡地を解体する際に、 廃止後に放置されたキュービクル内に、PCB疑いのコンデンサー、変圧器等を発見した 旨の連絡あり。現地調査を行ったところ、高濃度PCB該当のコンデンサー1台のほか、濃度測定により、低濃度PCB該当のコンデンサー1台を確認した。該事業場で発見された高濃度コンデンサーは、掘り起こし調査の対象ではないが、 JESCO未登録台帳に記載されていた事業場 であり、建物の管理人(元従業員)は、PCB廃棄物があるとの認識は持っていなかった。	 <p>放置されたキュービクル</p>  <p>発見されたコンデンサー</p>

2

■ 一般社団法人日本化学工業協会様

- ✓ 会員者等を対象とした低濃度PCB汚染機器の処理状況に関する独自の調査を実施。
- ✓ <https://www.env.go.jp/content/000281564.pdf>
(第36回 P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料 3)

■ 電気事業連合会様

- ✓ 会員者等を対象とした低濃度PCB汚染機器の処理状況に関する独自の調査を実施。
- ✓ <https://www.env.go.jp/content/000212758.pdf>
(第33回 P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料 4 - 7 - 1)
- ✓ <https://www.env.go.jp/content/000347536.pdf>
(第38回 P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料 3 - 2 - 2)

■ 一般社団法人 日本鉄鋼連盟様

- ✓ 会員者等における使用中の低濃度PCB汚染機器の対応状況について独自の調査を実施するとともに、対応完了までのロードマップを作成し、その進捗を管理・把握している。
- ✓ <https://www.env.go.jp/content/000212759.pdf>
(第33回 P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料 4 - 7 - 2)
- ✓ <https://www.env.go.jp/content/000347537.pdf>
(第38回 P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 資料 3 - 2 - 3)